

嘉手納町私立幼稚園就園奨励費補助金について（お知らせ）

嘉手納町教育委員会



嘉手納町では、私立幼稚園就園奨励費補助事業を行っています。これは、私立幼稚園（県知事認可）の設置者がご家庭の所得に応じて保育料等の減免を行った場合に、町が幼稚園の設置者に対してその額を補助する制度です。次に該当する保護者で、ご希望の方は、所定の様式にて通園している幼稚園に申請してください。

記

1 補助対象条件

- (1) 嘉手納町に住所を有し、私立幼稚園（県知事認可）に3～5歳児（平成25年4月1日現在）を通園させている世帯
- (2) 幼児の属する世帯の平成25年度町民税が下表のとおりである世帯(2人以上に課税されている場合は、その合計額)

対象区分		補助額		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
1	平成25年度の町民税が非課税(所得割、均等割のいずれも0円)の世帯及び生活保護世帯	89,500円	95,000円	100,500円
2	平成25年度の町民税の所得割額が非課税の世帯	73,200円	77,400円	81,600円
3	平成25年度の町民税の所得割額が18,600円以下の世帯	43,200円	46,400円	49,600円

2 提出書類

- (1) 保育料等減免措置に関する調書(様式第3号)
- (2) 課税対象者全員の平成25年度町県民税課税証明書または生活保護証明書
 ※町県民税課税証明書(世帯で載っているもの)・・・役場税務課
(6月3日頃から発行)

(注:非課税証明書・所得証明書ではありません。平成25年1月1日に他市町村に住居登録していた場合は当該市町村にて発行。)

※生活保護証明書・・・中部福祉保健所

- (3) 住民票謄本(特別)・・・役場町民保険課

※家族に米軍人・軍属の方がいる場合には、下記までお問い合わせください。

- (4) 住宅借入金等特別控除申告書又は源泉徴収票の写し(住宅控除対象者のみ)

※減免の判定は、住宅控除前の町民税所得割課税額で行います。

3 保育料等減免措置に関する調書の記入方法

- (1) 園児の属する世帯の状況は、4月1日現在で記入してください。また、続柄は園児からみた場合とし、父、母、兄、祖父等と記入してください。
- (2) 「在園児の保護者の住所・氏名」欄の捺印を忘れずをお願いします。

4 提出先 通園している幼稚園

5 提出期限 平成25年6月14日(金)

※その他、不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

嘉手納町教育委員会 教育総務課(役場3階)

TEL 956-1111(内線255)

※町民税の額は、嘉手納町役場税務課発行の平成25年度町民税・県民税納税通知書または平成25年度市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の通知書で確認できます。(世帯の課税対象者全員の町民税所得割額の合計が18,600円を超える場合は、該当しません。)